

# 三重県協同組合連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、三重県協同組合連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三重県内の幅広い協同組合の連携を強化し、協同組合の社会的・経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、三重県の協同組合で下記各号に該当し、第2条の目的に賛同するものをもって構成する。

- 1) 農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、労働者福祉協同組合の県域組織
- 2) 1号以外の団体で協議会の承認を得たもの
2. 協議会に、会長1名、副会長若干名を置き、それぞれ構成員の互選とする。
3. 会長は会務を総括し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する

(事業)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1) 各協同組合相互の連絡、交流に関する事項
- 2) 協同組合運動の普及及び研究に関する事項
- 3) その他、協同組合運動の発展に資する事項

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置き、第4条の事業の企画立案にあたる。幹事は協議会の構成団体の推薦するものがこれにあたる。幹事会は幹事長を互選する。

2. 幹事長は幹事会の実務を総括し、協議会に出席して、意見を述べることができる。

(参与)

第6条 協議会に事業を実施するための支援を受けるため、参与を置くことができる。

(活動年度)

第7条 協議会の活動年度は4月1日より翌年3月末日とする。

(財政)

第8条 協議会の経費は構成団体の負担金及びその他収入をもってあてる。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は協議会の議を経て行う。

(付則)

第10条 この規約は平成24年12月19日をもって施行する。